

報告第1号 ①

検診業務委託業者のシステムへの不正アクセスについて

健康保険部健康課

1 事案の内容

(1) 漏えいした可能性のある保有個人情報

集団乳がん検診時に撮影した乳部X線画像とそれに付帯する情報（氏名、年齢、生年月日、性別、検査日、ID、撮影番号、問診、過去の所見と判定、今回の所見と判定）

(2) 件数

18,950件（平成30年1月から令和6年1月に実施した集団乳がん検診受診者）

2 経緯

(1) 令和6年2月1日、集団乳がん検診業務を委託している公益財団法人埼玉県健康づくり事業団（以下「業者」と記す）より報告を受ける。1月29日に業者が保有するX線画像読影システムが不正アクセス攻撃を受けた。個人情報の漏洩や件数については調査中。

(2) 令和6年3月26日、業者より報告を受ける。個人情報のデータ窃取と漏洩の痕跡は確認されなかったが、RDP（リモートデスクトッププロトコル）を使用してもデータの転送ができることなどから、データ窃取の有無を完全に断定することはできない。

3 対応

(1) 対象者に対する対応

①本人への通知

文書の郵送にて通知。令和6年5月24日発送。漏洩した可能性のある18,950件のうち、死亡者を引き抜いた18,863人に通知。

令和6年6月28日時点、629通の返還。

② ホームページに掲載

文書の郵送のみでは全員への本人通知が困難な可能性があるため、本事案についてホームページに掲載。

(2) 事象に関する報告等

① 市長へ報告

令和6年2月1日

② 重大事象発生報告書の提出

第1報：令和6年2月16日

第2報：令和6年3月28日

第3報：令和6年5月13日

結果：令和6年6月12日

③ 個人情報保護委員会へ報告

速報：令和6年2月21日

確報：令和6年4月3日

確報の続報：令和5年5月30日

確報の続報2：令和6年5月31日

(3) 問い合わせ状況

令和6年7月1日時点、電話や窓口で36件の問い合わせやご意見。主に、通知が届いた本人や家族から、通知内容の事実確認や、考えられる二次被害についての問い合わせ。委託先の選定や今後の契約についてのご意見もあり。

4 問題点・課題の分析

- ・業者は、個人情報の適正な保管に必要な措置を講じるため、システムのアップデートを実施していたが、不正アクセスを防ぐことができなかった。この原因の可能性として、システムの脆弱性が考えられる。

5 再発防止策

- ・個人情報の管理体制に関する報告書を、毎年業務開始前に提出するよう業者へ依頼した。

- ・今後の契約締結の際、個人情報の管理について適切な能力を有する委託先を選定できるよう、契約書に必要な事項を明記する。

報告第1号 ②

教職員健康診断業務委託業者のシステムへの不正アクセスについて

学校教育部指導課

1 事案の内容

(1) 漏えいした保有個人情報

1月29日(月)公益財団法人埼玉県健康づくり事業団が保有するX線画像読影システムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けた。漏洩した可能性のある個人情報は、胸部X線画像とそれに付帯する情報(氏名、年齢、生年月日、性別、検査日、ID、撮影番号)である。

(2) 件数

3月21日(木)、調査の結果、個人情報のデータ窃取と漏洩の痕跡は確認されなかったものの、データ窃取の有無を完全には断定できない。また、システム内に保存されていた個人情報(平成29年度～令和5年度分)と報告を受けた。

・教職員健康診断の受診者

教職員健康診断500名、胃がん検診130名、胸部エックス線検査479名

・児童生徒結核検診の受診者

35名

2 経緯

(1) 事業団より2月1日(木)13:10に報告があった。1月29日(月)事業団が保有するX線画像読影システムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けた。システム業者において調査を進めており、漏洩した可能性のある個人情報は、乳部X線画像とそれに付帯する情報(氏名、年齢、生年月日、性別、検査日、ID、撮影番号)で、件数は調査中。

当市の教職員健康診断の受診者については、令和5年度においては、教職員健康診断500名、胃がん検診130名、胸部エックス線検査479名、また、児童生徒結核検診の受診者35名が対象となっている。

2月1日(木)に市長へ報告した。埼玉県市長会と連携を図りながら対応するよう指示があった。

2月2日(金)事業団より、不正アクセスのご報告とお詫びの文書が届く。

- (2) 令和6年3月26日、業者より報告を受ける。個人情報のデータ窃取と漏洩の痕跡は確認されなかったが、RDP(リモートデスクトッププロトコル)を使用してもデータの転送ができることなどから、データ窃取の有無を完全に断定することはできない。

3 対応

- ① 2月1日(木)に市長に事象について報告を行う。
- ② 埼玉県市長会と連携を図りながら対応する。
- ③ 5月21日、対象となる市内小中義務教育学校児童生徒に健康づくり事業団からの報告とお詫びの文書を配付する。
- ④ 5月21日、市内小中義務教育学校教職員に健康づくり事業団からの報告とお詫びの文書を周知する。
- ⑤ ホームページにおいて、謝罪文の掲載を行う。

4 問題点・課題の分析

- ・業者は、個人情報の適正な保管に必要な措置を講じるため、システムのアップデートを実施していたが、不正アクセスを防ぐことができなかった。この原因の可能性として、システムの脆弱性が考えられる。

5 再発防止策

- ・契約をする際に、個人情報の取り扱いや、セキュリティー面も確認していく。
- ・今後の契約締結の際、個人情報の管理について適切な能力を有する委託先を選定できるよう、契約書に必要な事項を明記する。

報告第1号 ③

春日部市プレミアム付商品券の専用ホームページの 応募フォームにおける他者情報の閲覧について

環境経済部 商工振興課

1 事案の内容

(1) 漏えいした保有個人情報

春日部市プレミアム付商品券の専用ホームページより応募した方の
氏名、住所、電話番号、年齢

(2) 件数

121件

2 春日部市プレミアム付商品券の専用ホームページの応募フォームより 個人情報が閲覧可能な状況だった経緯

(1) 令和6年4月30日、春日部市プレミアム付商品券の専用ホームページの応募フォームからの申込が午前10時より開始される予定であったが、令和6年4月30日午前0時～8時30分の間、応募フォームが開いた状態になっており、かつ、自身が応募する以前に応募した方の入力情報がサーバーのキャッシュ（素早くページを表示するため、情報を保存しておく機能）が残る設定としていたことにより、修正ボタンを押した場合に、以前に入力された方の情報が閲覧可能な状態となっていた。

- ① 8時30分 一度ホームページの応募フォームを閉鎖。
- ② 8時50分 市民より、他者の情報が閲覧可能であった旨の問合せが市役所に入る
- ③ 9時00分 再委託先へ確認の電話
- ④ 9時30分 サーバーのキャッシュが残る設定だったことが判明
- ⑤ 10時4分 不具合を解消し、応募フォームを公開

3 その後の対応

ア 事象に関する報告等

- ① 4月30日 市長と副市長に報告を行う。
- ② 5月1日 対象者に対して、謝罪のメール及び電話を行う。
- ③ 5月2日 個人情報保護委員会へ報告を行う。

イ 問い合わせ状況について

- ① 4月30日 8時50分頃
市内在住の女性より、問合せの電話
- ② 4月30日 10時頃
市内在住の男性より、問合せの電話

4 問題点

- ・ホームページ作成会社が同日0時に公開される別の案件があり、担当者の誤認により、公開を予定していた時刻より早く公開してしまった。
- ・委託会社の確認、連携不足。

5 再発防止策

- ・組織内におけるダブルチェック体制を徹底する。
- ・定期的に、キャッシュが残らない設定となっていないかの確認を行う。